

コンビニで納付できるものになります

各種税金・保険料・水道料金など

左下に
バーコードがある
納付書で
納付できます

町では、町民皆さまをはじめとする納税者の利便性向上のため、平成24年度からコンビニエンスストアでも納付できるようになります。

ただし、平成24年4月以後発行または再発行された納付書に限りません。発行日が3月31日前の納付書はコンビニでは利用できませんのでご注意ください。

納付できる税金など

- ・ 町民税
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 国民健康保険料
- ・ 介護保険料
- ・ 後期高齢者医療保険料
- ・ 上下水道使用料

！ 注意事項

① 次の納付書では、コンビニでの納付が出来ません。取扱金融機関などの窓口にて納付してください。

・ バーコードがない、またはバーコードが読み取れないもの。

・ 取扱有効期限（納付書の発行日から1年）を過ぎたもの。

（上下水道使用料は除く。）

・ 金額が訂正されたもの。

・ 納付書1枚あたりの納付額が30万円を超えるもの。

② コンビニでは、納税通知書の発行はしません。

③ コンビニで納付した場合、町で納付の確認が出来るまでに2週間程度かかります。

コンビニ納付後2週間以内に、納税証明書の取得をされる場合には、領収書をご持参ください。

④ レジに封筒をそのまま提出したり、納付書をまとめて提

出すると間違いのもととなります。開封し、納付したい納付書のみをレジに提出してください。

⑤ コンビニで納付した際には、領収印の押印された「領収証書」と「レシート」の両方を必ず受け取り大切に保管してください。「レシート」は、コンビニ店舗のレジを利用した重要な証拠となります。

利用できる

コンビニエンスストア (50音順)

エブリワン/MMK設置店/くらしハウス/ココストア/コミュニティ・ストア/サークルK/サンクス/スーパー北海道/スリーエイト/スリーエフ/生活彩家/セイコーマート/セーブオン/セブイレブン/タイエー/デイリーヤマザキ/ハセガワストア/ファミリーマート/ポプラ/ミニストップ/ヤマザキデイリーストア/ヤマザキスベシャルパートナーショップ/ローソン

納付できる

金融機関など

吉岡町指定金融機関の本店および各支店で納付できます。

吉岡町指定金融機関

群馬銀行 北群渋川農業協同組合 東和銀行 北群馬信用金庫 しのめ信用金庫 利根郡信用金庫 中央労働金庫 かみつけ信用組合 ゆうちよ銀行 郵便局

※ ゆうちよ銀行および郵便局では、群馬県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県内のみ取り扱えます。

※ 上下水道使用料は、ゆうちよ銀行および郵便局では納付できません。

▼ 問合せ先

吉岡町役場 ☎ 54・3111

① 町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険料

財務課税務室（内線138）

② 介護保険料

健康福祉課福祉室（内線153）

③ 後期高齢者医療保険料

健康福祉課福祉室（内線156）

④ 上下水道使用料

上下水道課水道室（内線504）